

住宅瑕疵担保履行法

資力確保の準備に関するお知らせ

信頼と安心のもとに住宅を供給できるよう、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が施行されます。平成 21 年 10 月 1 日以降に新築住宅を引き渡す場合は、保険加入または供託のいずれかの対応が必要となります。

▽建設業者、宅地建物取引業者の皆さん「保険等の準備はお済みですか」

10 月 1 日以降に引き渡す住宅は保険か供託が必要です。特に保険は工事中に検査を行うため、着工前の申し込みが必要です。準備を忘れないようにしてください。

保険法人への問い合わせは、
 (株)住宅あんしん保証 ☎(3516) 6333、(株)住宅保証 16
 対策室 ☎(5253) 8111

「還付金詐欺」にご注意ください

主税局や税務署職員を装い、医療費や税金などの還付金があると言葉巧みにだまして、携帯電話から指定した電話番号にかけよう指示し、金融機関の ATM (現金自動預払機) を操作させ、多額の金額を振り込ませようとする「還付金詐欺」が都内でも多発しています。

主税局では、還付金をお渡しするために、金融機関等の ATM の操作を求めることは絶対にありません。ATM の操作を求められたら、それは

「還付金詐欺」です。万が一被害に遭ってしまったら、直ちに警察に連絡してください。また、平成 20 年 6 月に施行された「振り込め詐欺救済法」により、被害回復分配金の対象になる場合があります。

詳しくは、振り込みを行った先の金融機関にご相談ください。

【問い合わせ】立川都税事務所 所総務課 ☎042 (523) 3171、東京都主税局総務課 ☎(5388) 2924

行政サービス

1 月の夜間・日曜納税窓口の税の納め忘れはありませんか？

▽日曜窓口 (日時) 25 日 (日) 午前 8 時 30 分～午後 5 時
 ▽夜間窓口 (日時) 29 日 (木) 午後 8 時まで

【会場】納税課

なお、平成 20 年度市民税・都民税 (第 4 期分)、平成 20 年度国民健康保険税 (第 7 期分) は、2 月 2 日 (月) までに納めてください。※納付は便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

【問い合わせ】納税課

転入・転出の届け出は早めに

引っ越しに伴う転入の異動届出は、新しい住所に住み始めてから 14 日以内に、お住まいの区市町村へ届け出をすることになっています。

この住民基本台帳法の規定による届け出は、予定されている

定額給付金をはじめ各種手当等の支給や選挙人名簿への登録等、住民に関する事務処理の基礎となるものですので、早めに正確な届け出をお願いします。

外国人の方も住み始めてから 14 日以内にお住まいの区市町村へ届け出をしてください。

【問い合わせ】市民課

環境保全実施計画推進委員会市民委員募集

環境保全等の取り組みを市民・事業者・行政の参加と協働

高齢年金を受けている方に源泉徴収票を送付します

です。そのため、市では環境保全実施計画推進委員会を開催しています。

【対象】市内在住・在学・在勤の 18 歳以上で、平日夜の会議に出席できる方

【募集人員】3 人以内

【任期】4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間

【申し込み・問い合わせ】2 月 2 日 (月) までに作文「環境について思っていること」(字数制限なし) をまとめ、別紙に住所・氏名・生年月日・電話番号・市のほかの審議会等に属する方は、その名称を記載の上、持参または郵送 (必着) で、環境管理課環境整備係へ。

【募集人員】8 人以内

【任期】4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 2 年間

【申し込み・問い合わせ】2 月 2 日 (月) までに作文「環境について思っていること」を 400 字程度にまとめ、別紙に住所・氏名・生年月日・電話番号・市のほかの審議会等に属する方は、その名称を記載の上、持参または郵送 (必着) で、環境管理課環境整備係へ。

老齢基礎年金や老齢厚生年金などは、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。

そのため、社会保険業務センターでは、平成 20 年の年金の支払総額や介護保険料額、源泉徴収額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」を所得税が源泉徴収されたか否かに関わらず、老齢基礎年金や老齢厚生年金などを受けている方全員に 1 月中旬から送付します。

2 つ以上の年金を受けている方や公的年金以外に所得がある方は、確定申告をする際にも必要となりますので、大切に保管してください。

【公的年金等の源泉徴収票】が手元に届かないときや紛失した場合は、年金ダイヤル ☎0570 (05) 1165、IP 電話・PHS からは ☎(6700) 1165 へ。

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

環境保全審議会市民委員募集

狛江市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進するため必要な事項を審議する会議です。

【対象】市内在住・在学・在勤の 18 歳以上で、平日の会議に出席できる方

【募集人員】8 人以内

【任期】4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 2 年間

【申し込み・問い合わせ】2 月 2 日 (月) までに作文「環境について思っていること」を 400 字程度にまとめ、別紙に住所・氏名・生年月日・電話番号・市のほかの審議会等に属する方は、その名称を記載の上、持参または郵送 (必着) で、環境管理課環境整備係へ。

確定申告には社会保険料控除証明書が必要です

国民年金保険料は、全額が確定申告での社会保険料控除の対象となります。

確定申告で社会保険料控除の適用を受ける場合には、納付した保険料を証明する書類の添付が必要です。

そのため、社会保険庁では 9 月 30 日までに納付した国民年金

確定申告には社会保険料控除証明書が必要です

確定申告をする際には、この証明書と 10 月 1 日以降に納付した保険料の領収書を併せて添付してください。

また、10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、平成 20 年に初めて国民年金保険料を納付された方については、2 月上旬に「控除証明書」を送付することとなります。

紛失等による再発行や「控除証明書」に関する問い合わせは、控除証明書専用ダイヤル ☎0570 (070) 1117、IP 電話・PHS からは ☎(6748) 8882 へ。

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

国民年金保険料の収納業務を民間に委託しています

東京社会保険事務局では、市場化テスト事業の一環として、国民年金保険料の未納となつている方に対する電話や文書による納付督促、また戸別訪問による納付督促および保険料の収納業務を、民間に委託して実施しています。

委託事業者には、納付督促に必要な国民年金保険料の未納情報を提供しますが、個人情報保護の観点から、個人情報の取扱いに法律や独自の取扱い規定、本事業に係る委託契約書等で、目的外使用や閲覧、漏えい、複写等を禁じるなど厳格な安全管理措置を講じて

保険料額を証明する「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」を 11 月上旬に送付しています。

確定申告をする際には、この証明書と 10 月 1 日以降に納付した保険料の領収書を併せて添付してください。

また、10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、平成 20 年に初めて国民年金保険料を納付された方については、2 月上旬に「控除証明書」を送付することとなります。

紛失等による再発行や「控除証明書」に関する問い合わせは、控除証明書専用ダイヤル ☎0570 (070) 1117、IP 電話・PHS からは ☎(6748) 8882 へ。

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

審議会等の公開

民間事業者の担当者が保険料を預かって収納する場合は、お客様が保険料の納付書を持っていく場合に限られています。

社会保険庁が発行した保険料の納付書をお持ちでない方から現金を預かり、領収書を発行することはありませんのでご注意ください。

【委託事業者と照会先】(株)もしホットライン ☎(0120) 917707

【実施期間】平成 22 年 9 月 30 日まで

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011

【問い合わせ】府中社会保険事務所 ☎042 (361) 1011